

能代山本広城市町村圏組合公告第2号

南部清掃工場解体撤去に関する調査及び解体工事設計業務委託について、別紙のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び能代山本広城市町村圏組合財務規則（昭和54年規則第9号）第2条の規定により準用される能代市財務規則（平成18年能代市規則第44号）第108条第1項の規定により公告する。

令和8年2月24日

能代山本広城市町村圏組合  
理事会代表理事 齊藤 滋



建設コンサルタント業務等条件付一般競争入札の参加者の募集について

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、下記により公告する

1	公募日	令和8年2月24日
2	契約担当者	能代山本広域市町村圏組合 理事会代表理事 能代市長 齊藤 滋 宣
3	業務名	南部清掃工場解体撤去に関する調査及び解体工事設計業務委託
4	業務場所	山本郡三種町鶴川字上笠岡70-21
5	履行期限	令和8年9月30日
6	業務主管課	環境衛生課 電話番号 0185-89-2426 ファクシミリ番号 0185-89-2420
7	業務の種別	土木関係建設コンサルタント業務
8	業務概要	調査及び解体工事設計業務 一式 ※設計・仕様等の詳細については、公告文とともに全てホームページに掲載しています。
9	予定価格	14,520,000 円 (消費税及び地方消費税を含む金額)
10	入札書比較価格	13,200,000 円 (予定価格の110分の100に相当する金額)
11	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、条件付一般競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること。</p> <p>(1) 令和7・8年度能代市建設コンサルタント業務等資格者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に「市内」又は「市内従」、「県内」、「県内従」建設コンサルタント業者として登録されていること。又は秋田県の令和7・8年度適用建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登録されていること。</p> <p>(2) 東北6県内に本業務に係る契約を締結することができる営業所を有していること。</p> <p>(3) 国、秋田県及び組合構成市町の指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定による「廃棄物部門」の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 本業務に当たって、次の技術者等を配置できること。</p> <p>①技術士「衛生工学部門(廃棄物管理)」、又は「総合技術監理部門(廃棄物管理)」、又はRCCM「廃棄物」の資格を有する者。</p> <p>②汚染物等状況調査(ダイオキシン類・周辺土壌・アスベスト)に関して、必要な資格を有する者。(石綿含有建材調査者、ダイオキシン類作業従事者特別教育の修了証を有する者等)(下請け可とする)</p> <p>※①と②の資格者は兼ねることができる。</p>
12	開札予定日	令和8年3月24日 (火) 午前11時00分 ※開札までのスケジュールは別紙のとおり。
13	その他	<p>(1) 条件付一般競争入札基本事項のとおり。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(写し可)を添付し提出すること。</p> <p>・11(4)の登録を受けていることを証する書類</p> <p>・11(5)の資格を有していることを証する書類及び雇用関係等を確認できる書類</p> <p>※在籍証明(任意様式)など</p> <p>(3) 年度割額は令和7年度 0%、令和8年度 100%の割合を見込んでおり、本契約締結後、別に通知するものとする。</p>

## 入札スケジュール

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧期間	令和8年2月24日（火）正午から 令和8年3月16日（月）午後5時まで	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年2月24日（火）正午から 令和8年3月3日（火）午後5時まで	基本事項2のとおり 提出先:環境衛生課
3	申込書類の受付	令和8年2月24日（火）正午から 令和8年3月9日（月）午後5時まで	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年3月6日（金）午後3時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	入札書の受付	令和8年3月10日（火）午後3時から 令和8年3月23日（月）午後5時まで	基本事項5のとおり
6	開札予定	令和8年3月24日（火）午前11時 会場:能代山本広域市町村圏組合 2階会議室	基本事項6のとおり
7	落札決定通知日（予定）	令和8年3月25日（水）	

## 条件付一般競争入札基本事項（建設コンサルタント）

### 1 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び組合構成市町の指名停止措置を受けていないこと。  
※落札決定の日は、落札決定通知日をいう。
- (2) 能代山本広域市町村圏組合財務規則第2条の規定により準用する能代市財務規則（以下「規則」という。）第107条の規定に該当すること。
- (3) 前項に掲げるもののほか、業務ごとに定める要件を満たすこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

### 2 設計図書に関すること

- (1) 設計図書等の閲覧又は貸出しは、次によるものとする。
  - ア 閲覧又は貸出し場所 能代山本広域市町村圏組合環境衛生課
  - イ 貸出時間 4時間以内
  - ウ その他 設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
- (2) 設計図書等に対する質問は、次によるものとする。
  - ア 質問方法 簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
  - イ 提出先 能代山本広域市町村圏組合環境衛生課
- (3) 質問に対する回答は、能代山本広域市町村圏組合環境衛生課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代山本広域市町村圏組合のホームページに掲載する。

### 3 入札参加申込等に関すること

- (1) 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を市長に提出すること。
  - ア 条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）
  - イ 同種業務履行実績調書（様式第2号）  
※市内業者は提出不要
  - ウ 配置予定技術者等の資格・業務経歴（様式第3号）
  - エ 手持業務概要調書（様式第4号）
  - オ 入札参加資格を証する書類
  - カ 前項に掲げるもののほか、業務ごとに定める要件を満たすことを証する書類
- (2) 申込書類の入手方法
  - ア 交付場所 能代山本広域市町村圏組合環境衛生課  
電話番号 0185-89-2426  
※能代山本広域市町村圏組合のホームページからダウンロードすることもできます。
  - イ 交付費用 無料
- (3) 申込書類の提出及び受付
  - ア 提出方法 下記へ書留郵便又は持参すること。
  - イ 提出先 能代山本広域市町村圏組合

(4) 入札参加の辞退

入札参加申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他のものについては確認を行わないものとする。

5 入札に関すること

(1) 入札方法 下記へ書留郵便等で提出すること。

(2) 提出先 能代山本広域市町村圏組合環境衛生課

(3) 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 入札保証金 規則第112条の規定による。

(5) 入札の方法 規則第115条の規定による。

6 開札、落札決定に関すること

(1) 開札の立ち会い 希望する参加者は、開札に立ち会うことができる。希望する者がいないときは、当該入札に関係のない職員が立ち会うものとする。

(2) 開札結果 開札の結果は、能代山本広域市町村圏組合ホームページに掲載する。

※落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表する。

(3) 参加資格の無い者のした入札書は無効とする。

(4) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。  
この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじにより順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(5) (4)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であつて、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。  
①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるとき

(6) (5)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合

は、くじにより最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(5)の確認等を行うものとする。

- (7) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

## 7 契約の締結に関すること

### (1) 契約締結の時期

落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければ当該入札はその効力を失う。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

### (2) 見積内訳書

落札者は、契約締結までに入札金額と一致する見積内訳書を提出すること。

### (3) 契約保証金

規則第127条の規定による。

## 8 その他必要な事項

- (1) 申請書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。また、本業務の入札参加資格の確認以外に、無断で他の目的に使用しない。
- (3) 申請書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした者は、本業務の指名業者としないとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 落札者は、申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。なお、やむを得ない事由により能代市長が承認した場合のほかは、配置技術者の変更は認めないものとする。
- (6) 落札決定通知日は、事情により変更することがある。
- (7) 完成期限は、事情により変更することがある。
- (8) 業務の全部又は大部分を一括して他に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (9) 請負代金は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

※測量士等(所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの)の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- (10) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、規則及び入札心得等を遵守すること。

- (11) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代山本広域市町村圏組合環境衛生課

電話番号 0185-89-2426

ファクシミリ番号 0185-89-2420

# 契約事項

## (総則)

- 第1条 受注者は、設計書又は仕様書等に基づいて受託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。
- 2 前項の設計書又は仕様書等に明記されていないときは、発注者と受注者が協議して定める。

## (権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承認を得ずして、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 2 発注者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

## (再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して他に委託し、又は請負わせてはならない。

## (委託業務の調査等)

- 第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

## (業務内容の変更等)

- 第5条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

## (期限の延長)

- 第6条 受注者は、その責に帰することのできない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

## (検査及び引渡し)

- 第7条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引渡しするものとする。

## (委託料の支払)

第8条 受注者は、一部業務完了届及び業務報告書の検査を受けた後、別に通知した年度割金額を限度として支払いを請求するものとする。

2 発注者は、適法な支払請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(遅延利息の支払)

第9条 発注者は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、前条の期間満了の翌日から支払日までの日数に応じて、受注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率で計算した額を支払うものとする。

2 前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、受注者に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額の請求(以下「委託料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

5 第1項から前項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、目的物の引渡日から1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

6 発注者は、引渡した目的物に契約不適合があることを知ったときは、第1項から第4項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに受注者に通知しなければ、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(発注者の解除権及び違約金)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、この契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により履行期間内にこの契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内にこの契約の履行の全部を完成する見込みが明らかに

ないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ イ～ホのほか、その他能代市の暴力団排除に関する合意書第2条に規定する暴力団と密接な関係を有する者と認められるとき。

ト 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

リ その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払われなければならない。

3 発注者は、受注者が契約保証金を納入している場合には、契約保証金を前項に定める違約金に充当する。

（通報報告）

第12条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力による不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、直ちに警察へ通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第13条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

条件付一般競争入札参加申請書

年 月 日

能代山本広域市町村圏組合

理事会代表理事 齊藤 滋 宜 様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者氏名

法人の場合は法人名・代表者名を記載し  
押印してください。  
法人以外の場合は署名又は記名押印して  
ください。

次の業務に係る条件付一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、公告に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと及び提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

業 務 名

---

開札の立ち会いの希望 ( ) 有り ( ) 無し

(注) どちらか一方に○印を付けること。

本業務に関する連絡先	担当者名			
	電話番号		ファクシミリ番号	

# 同種業務履行実績調書

商号又は名称

業務名			
発注者名		受注形態	J V ・ 単体
業務場所		契約金額	円
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
業務の概要			

- (注) 1 入札に付する業務の業務概要と同種の業務の履行実績について、入札公告に示した資格条件に関して的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 過去10年間の主要な該当業務（業務が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。）を1件記載すること。
- 3 業務場所は、都道府県名および市町村名を記入すること。
- 4 J Vで履行した業務について、出資比率20%以上の場合のみ業務実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。
- 5 能代山本広域市町村圏組合発注以外の業務については、契約書の写し及び業務概要の分かるもの（設計書等の写し）を添付すること。

## 配置予定技術者等の資格・業務経歴

商号又は名称

---

氏名		生年月日	年 月 日
法令等による資格・免許	資格の名称、登録(取得)年月日、登録(取得)番号等		
	技術士	部 門： 科 目： 登 録 番 号： 登 録 年 月 日：	
	R C C M	部 門： 登 録 番 号： 取 得 年 月 日：	
	その他	名 称 等： 部 門 等： 登 録 番 号 等： 登 録 ( 取 得 ) 年 月 日：	
業務経歴(従事した業務の内容)	業 務 名		
	発注者名		
	業 務 場 所		
	契 約 金 額		円
	契 約 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
	業 務 概 要		

- (注) 1 配置予定技術者について記入すること。  
 2 業務経歴については、入札に付する業務の業務概要と同種の業務を優先して具体的に1件記載すること。  
 3 資格については、確認できる資格証等の写しを添付すること。  
 4 業務場所は、都道府県および市町村名を記入のこと。

# 手持業務概要調書

商号又は名称

(契約金額250万円以上のもの)

番号	業 務 名	発注者名	業務場所	業 務 概 要	受注形態	契約金額 (千円)	契約期間	配置技術者氏名
1					単体 JV		自 . . . 至 . . .	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(注) 1 本業務を担当する営業所等を単位として、基準日(申請書類提出期限)において履行中の業務について、公共、民間にかかわらず、契約金額250万円以上の業務について記入すること。

2 発注者名の記入例 ... 「国土交通省」「秋田県」「能代市」「民間」

3 業務場所は市町村名を記入すること。

4 記入欄が不足するときは、適宜記入欄を追加して記入すること。複数枚にわたることも可とする。

5 本内容を把握できる他の様式による提出も可とする。

(契約金額250万円未満のもの) \_\_\_\_\_ 件

# 入札書(第1回)

令和 年 月 日

能代山本広域市町村圏組合  
理事会代表理事 齊藤 滋 宣 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記のとおり能代山本広域市町村圏組合財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	南部清掃工場解体撤去に関する調査及び解体工事設計業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代山本広域市町村圏組合財務規則第2条の規定により準用する能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

# 設 計 書

## 南部清掃工場解体撤去に関する調査及び 解体工事設計業務委託

設計額 円也

仕  
様  
概  
要

履行期間  
場所  
概要

令和8年4月1日～令和8年9月30日

秋田県山本郡三種町鶉川字上笠岡70-21

南部清掃工場の解体撤去を実施する上で、必要となる調査、計画等を行い、  
適正かつ安全な解体工事が行えるような実施設計書及び財産処分関係の書類作成する。

(甲)

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業 務 費								
	直 接 原 価							
		直 接 業 務 費						
			直 接 人 件 費	式	1			
			直 接 経 費	式	1			
			計					
	関 節 原 価							
		間 接 原 価						
			そ の 他 原 価					
	業 務 単 価							
	一 般 管 理 費							
	計							
	消 費 税 相 当 額							
業 務 料								

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接人件費							
		直接人件費						
			主任技師	人				
			技師 A	人				
			技師 B	人				
			技師 C	人				
			技術員	人				
		計						

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接経費							
		報告書印刷製本						
			財産処分申請書	部				A 4判
			汚染貯砂報告書	部				A 4判
			解体工事基本設計書	部				A 4判
			解体工事見積仕様書	部				A 4判
			解体工事発注仕様書	部				A 4判
			解体工事設計書	部				A 4判
		打合せ交通費						
			交通費					
		汚染物等状況調査						
			ダイオキシン類	検体				
			周辺土壌	検体				
			アスベスト	検体				
			計					

能代山本広域市町村圏組合

南部清掃工場解体撤去に関する  
調査及び解体工事設計業務委託

仕 様 書

令和8年3月

能代山本広域市町村圏組合

# 第1章 総 則

## 1. 業務の目的

本業務は、能代山本広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の南部清掃工場の解体撤去を実施する上で、必要となる調査、計画等を行い、適正かつ安全な解体工事が行えるような実施設計書及び財産処分関係の書類作成するものである。

## 2. 委託業務名

南部清掃工場解体撤去に関する調査及び解体工事設計業務委託

## 3. 解体対象施設概要

### (1) 南部清掃工場

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| ①施設名称   | 南部清掃工場                           |
| ②所在地    | 秋田県山本郡三種町鵜川字上笠岡 70-21            |
| ③施設規模   | 144 t / 24 h (72 t / 24 h × 2 炉) |
| ④処理方式   | 全連続式ストーカー式焼却方式                   |
| ⑤解体対象施設 |                                  |
| a 工場棟   |                                  |
| b 外構施設  |                                  |

## 4. 履行期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。

## 5. 仕様書の適用

本仕様書は本委託業務に適用する。

本仕様書に明記されていない事項であっても、当該業務を遂行するにあたって必要となる事項については、本契約内であるものとする。また、疑義が生じた場合は、組合と協議のうえ決定するものとする。

## 6. 業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲については、第2章の業務の内容及び範囲によるものとする。ただし、仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく組合と協議の上、決定するものとする。

## 7. 管理技術者

受託者は専門的な知識を必要とするものについては、十分な経験を有する技術者を配置し秩序正しく業務を遂行するものとする。また、管理技術者を定め業務全般にわたり、技術的な管理をするものとする。

## 8. 工 程

受託者は作業項目別の業務計画を作成し、組合の承認を得なければならない。

また、本委託業務の遂行上、その工程に変更が生じた場合は、直ちに変更工程表を提出し、組合と協議し承認を受けなければならない。

## 9. 議 事 録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、組合に提出するものとする。

## 10. 関係法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、下記事項を適用する他、関係法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

## 11. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要になる資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在、組合が所有し業務に利用出来る資料は貸与するものとする。

この場合、貸与を受けた資料についてはリストを作成の上、組合に提出し業務完了と共に返納するものとする。

## 12. 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして、中立性を厳守しなければならない。

## 13. 関係官公署との協議

受託者は関係する官公署との協議を必要とするとき、又、協議を求められた場合誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

## 14. 提出書類

受託者は業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、組合の承認を受けなければならない。

- (1) 着手時
  - ① 着手届
  - ② 工程表
  - ③ 管理技術者届、経歴書
- (2) 完了時
  - ① 完了届
  - ② 納品書、成果品
  - ③ 請求書

## 15. 成果品の審査

受託者は業務完了時に組合の審査を受けなければならない。その結果訂正を指示されたものに

については訂正しなければならない。また、納品後であっても、不備、誤り等が発見された場合も、速やかに訂正しなければならない。

## 16. 引き渡し

成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し、業務の完了とする。

## 17. 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合は、受託者は自己解釈することなく組合に照会し、組合の意図を十分に理解の上、業務を遂行するものとする。

## 18. 成果品

受託者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成及び編集方法等について、あらかじめ組合と協議のうえ作成するものとする。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 南部清掃工場に係る財産処分承認申請書 | 3部 |
| (2) 汚染調査報告書            | 3部 |
| (3) 解体工事基本計画書          | 3部 |
| (4) 解体工事見積仕様書          | 3部 |
| (5) 解体工事発注仕様書          | 3部 |
| (6) 解体工事設計書            | 3部 |

## 第2章 業 務 内 容

### 1. 財産処分承認申請書の作成

本業務は、南部清掃工場の財産処分承認申請書に必要な資料を作成するものである。

作成にあたっては、「令和3年1月21日環循総発第2101211号「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」」等、国が示す指針等を遵守すること。

#### (1) 様式の作成

#### (2) 添付書類の作成及び取りまとめ

- ① 対象施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ② 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し
- ③ その他参考となる資料

※ 添付書類の中で、既存図書に関するものについては、組合より貸与する。

## 2. 汚染物等状況調査

本業務は、南部清掃工場の解体工事費予算額を的確に把握するため、事前に必要な範囲で汚染状況の測定調査を行う。下記の事項について、汚染されている恐れのある箇所を抽出してサンプリング及び分析を実施する。なお、調査の結果法令等に定められた基準を超過した結果が得られた場合の対応は、本業務の範囲外とする。

### (1) ダイオキシン類汚染物調査

表1 測定場所及び測定数（検体）

調査	採取箇所	調査項目
炉内堆積物・付着物調査	南部清掃工場 ・焼却炉本体(各炉2か所×2炉) ・ガス冷却室(各炉1か所×2炉) ・空気予熱器(各炉1か所×2炉) ・マルチサイクロン(各炉1か所×2炉) ・電気集じん器(各炉1か所×2炉) ・煙突(各炉1か所) ・ダスト調湿装置 ・主灰出コンベヤ ・灰バンカ  (敷地内土壌のダイオキシン類は、(2)周辺土壌調査で計上。)  計16か所	・ダイオキシン類 計1項目

## (2) 周辺土壌調査

表2 測定場所及び測定数（検体）

調査	採取箇所	調査項目
周辺土壌調査	南部清掃工場 ・煙突周辺土壌 ・灰貯留等周辺土壌  各2か所×2検体 計4か所	・ダイオキシン類  (土壌、第2種特定有害物質) ・カドミウム及びその他化合物 ・六価クロム化合物 ・シアン化合物 ・水銀及びその他化合物 (内アルキル水銀) ・セレン及びその他化合物 ・鉛及びその他化合物 ・砒素及びその他化合物 ・フッ素及びその他化合物 ・ホウ素及びその他化合物  計10項目

## (3) アスベスト調査

南部清掃工場で使用されたアスベスト含有部材等について調査すること。調査は、建設当時の完成図書等を精査することによるものとする。そのうえで試料を採取し分析を行うこと。試料採取か所及び数量は、以下を標準とするが必要により追加すること。（別途協議のうえ追加調査とする。）

表3 測定場所及び測定数（検体）

調査	採取箇所	調査項目
アスベスト調査	南部清掃工場 ・施設内で使用されている保温材等（5か所）  計5か所	・定性及び定量分析 (測定方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について（基発第0821002号）（一部改正 基発0413第3号）」による。)

## (4) 報告書作成

各調査結果を取りまとめ、報告書として作成するものとする。

### 3. 解体基本計画書の作成

本業務は、解体工事設計図書を作成するための解体工事に関する基本事項を定めるものとする。南部清掃工場の状況を把握した上で下記について検討を行い、解体工事に係る基本計画書を作成する。

- ① 諸条件及び法規制の整理
- ② 環境保全目標値
- ③ 解体工事範囲及び対象設備内容
- ④ 作業環境区分等の設定
- ⑤ 作業中の粉じん等飛散防止及び排水流出防止対策
- ⑥ 解体工法及び解体手順
- ⑦ 廃棄物の保管方法及び処理・リサイクルの方法
- ⑧ 工事期間中の周辺及び作業環境調査方法
- ⑨ 解体工事工程
- ⑩ 解体工事概算費用
- ⑪ その他解体工事・原形復旧に必要な検討事項

### 4. 解体設計業務

本業務は、南部清掃工場の解体工事に係る事業費の算出及び設計図書の作成を、事前調査、既存図面等の既存設計図書及び解体業者見積書等を基に行うものである。

なお、解体工事については性能発注方式によるものとする。既存図面、既存設計図書に係る資料は組合より貸与するが不足する図書については、請負者が必要書類を作成するものとする。

#### (1) 解体工事見積仕様書の作成

南部清掃工場の解体工事に係る見積仕様書の作成を行い解体業者より見積書を入手すること。なお、見積業者は複数社とする。見積仕様書に添付する図面は、基本的に既存図面を活用する。見積仕様書の内容は以下に示す項目を基本とする。

- ① 総 則
  - ・ 解体概要
  - ・ 工事主要項目
  - ・ 一般事項
  - ・ 関連法令
- ② 特記仕様
  - ・ 準備・仮設工事
  - ・ 除染工事
  - ・ 解体工事
  - ・ 廃棄物及び解体材の分別・処理・処分
  - ・ ダイオキシン類安全対策
  - ・ 調査・計画

## **(2) 見積設計図書の比較検討**

前記の見積仕様書に基づき見積業者から提出された見積設計資料について比較評価を行い、工事設計書の根拠としてまとめること。

## **(3) 解体工事発注仕様書の作成**

ダイオキシン類ばく露防止対策を行う解体工事に係る発注仕様書の作成を行うこと。解体工事設計図書に反映させるとともに、

### ① 解体図面（発注用一般図）

解体工事における管理区分等を明確にするるとともに特記仕様書に添付する基本図面を作成するものとする。

### ② 解体工事発注仕様書作成

解体基本計画及び見積設計図書の比較検討を基に、解体工事発注の最終的な仕様書の作成を行う。解体工事における管理区分等を明確にした図面を整理し、発注仕様書に添付すること。

## **(4) 解体工事設計書等の作成**

### ① 数量調書

既存図及び建設時の内訳書及び解体業者見積書等から、各種数量を拾い出し、設計書の基礎数量とする。

### ② 解体工事設計書の作成

設計書として、解体工事の工法、種類、数量等で構成し、設計に採用する工事や労務単価については、公共単価、建設物価などの公共性・市場性の高い単価を使用することを原則とする。ただし、工事の特殊性からやむ得ない場合は、組合と協議し、業者見積により代用するものとする。